

医療費の窓口負担額(令和4年9月診療分まで)

医療費の自己負担割合は、前年の所得が確定した後、毎年8月1日に見直します。

○ 医療費の自己負担割合について

割合	区分	条件	
3割	現役並み所得者	同一世帯の後期高齢者医療制度加入者の中に住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる方。 ただし、下記に該当する方は「一般」の区分になります。 【同一世帯に加入者が一人の場合】 その方の収入の合計金額が383万円未満 (または、その方の収入と同一世帯の70～74歳の方全員の収入の合計金額が520万円未満) 【同一世帯に加入者が複数いる場合】 加入者全員の収入の合計金額が520万円未満	
		一般	住民税課税世帯で同一世帯内に現役並み所得者の被保険者がいない方
1割	非課税住民税世帯	区分Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の方
		区分Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、各種収入等から必要経費・控除を差し引いた各所得が0円となる世帯の方。 (ただし、公的年金にかかる所得については控除額を80万円として計算)

【注意！】区分Ⅰ・Ⅱの方は、入院の際「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、保険年金課または各支所の窓口申請してください。

○ 医療費の自己負担限度額(月額)について(令和4年9月診療分まで)

区 分		自己負担限度額			
		外来(個人)	外来+入院(世帯単位) ※1	入院時の食事負担額 (一食当たり)	
現役並み所得者 Ⅲ 課税所得690万円以上		252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【140,100円】 ※2		460円 ※3	
現役並み所得者 Ⅱ 課税所得380万円以上		167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【93,000円】 ※2			
現役並み所得者 Ⅰ 課税所得145万円以上		80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】 ※2			
一般		18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 【44,400円】 ※2		
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	90日までの入院	210円
				長期入院該当 ※4	160円
	区分Ⅰ		15,000円	100円	

※1 「世帯単位」とは、後期高齢者医療制度の加入者のみを対象とします。

※2 過去12か月以内に「外来+入院」の高額療養費の支給が4回以上になった場合の自己負担限度額。

※3 特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方は、260円。

※4 申請月より過去1年間の「区分Ⅱ」の入院日数が90日を超えた場合、91日目以降該当となります。

★ 75歳の誕生日については、加入前の健康保険と後期高齢者医療制度の自己負担限度額がそれぞれ2分の1となります。(障がい認定により加入された方は2分の1にはなりません)